

山梨県林業・木材産業改善資金運営要領

制	定	平成15年10月17日 林振1第10－22号
改	正	平成18年3月31日 林振第1366号
改	正	平成19年4月1日 林振第111号
改	正	平成20年3月31日 林振第1424号
改	正	平成21年3月31日 林振第900号
改	正	平成25年8月1日 林振第710号
改	正	平成28年4月1日 林振第244号
改	正	平成29年5月1日 林振第127号
改	正	平成30年4月2日 林振第158号
改	正	平成31年4月1日 林振第16号
改	正	令和2年4月1日 林振第56号
改	正	令和3年4月1日 林振第25号
改	正	令和4年4月1日 林振第67号
改	正	令和4年9月15日 林振第1049号
改	正	令和5年4月6日 林振第9号
改	正	令和6年4月1日 林振第58号
改	正	令和7年4月1日 林振第38号

第1 趣旨

県は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号。以下「法」という。）、同法施

行令（昭和51年政令第131号。以下「政令」という。）、同法施行規則（平成15年農林水産省令第55号。以下「省令」という。）及び山梨県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年山梨県規則第84号。以下「貸付規則」という。）に定めるところによるほか、この要領に定めるところにより法第3条に定める林業従事者等（以下「林業従事者等」という。）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）に規定する、法において林業従事者等に認められている範囲内で、農商工等連携促進法第4条第2項第2号ロの林業従事者等が実施する林業・木材産業改善措置（林業経営又は木材産業経営の改善を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、又は林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入することに限る。以下「改善措置」という。）を支援するための措置（林業経営又は木材産業経営に必要な施設の設置その他の農林水産省令で定めるものに限る。以下「支援措置」という。）を行う農商工等連携促進法第12条第1項の認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）又は認定中小企業者が事業協同組合等の中小企業者の組織する団体である場合であって、当該団体の直接又は間接の構成員である中小企業者が農商工等連携促進法第4条第1項の農商工等連携事業（以下「農商工等連携事業」という。）として連携先の林業従事者等に対する支援措置を行う場合には、当該団体である認定中小企業者に対して林業・木材産業改善資金（以下「貸付金」という。）の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金を貸し付ける。

第2 借受資格の認定

1 林業・木材産業改善措置に関する計画

(1) 法の定めるところにより貸し付けられる貸付金の貸付けを受けようとする者は、林業・木材産業改善措置（法第2条第1項に規定する林業・木材産業改善措置をいう。以下同じ。）に関する計画を作成し、要領第2の1の（3）に定める書類とともに山梨県林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書（貸付規則第1号様式）（以下「貸付資格認定申請書」という。）に添付して、林務環境事務所長へ提出するものとする。

さらに、林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする、支援措置を行う認定中小企業者又は認定中小企業者が事業協同組合等の中小企業者の組織する団体である場合であって、当該団体の直接又は間接の構成員である中小企業者が農商工等連携事業として連携先の林業従事者等に対する支援措置を行う場合には、当該団体である認定中小企業者は、あらかじめ国から認定を受けた認定農商工等連携事業計画を貸付資格認定申請書に添付して、林務環境事務所長へ提出するものとする

(2) 林業・木材産業改善措置に関する計画書（様式1）（以下、「改善措置計画書」という。）に記載する事項は、次のとおりとする。

ア 林業・木材産業改善措置の目標

イ 林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

ウ 林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

(3) 貸付資格認定申請書に添付する書類は次のとおりとする。

- ア 機械器具にあつては、見積書、カタログ等を、構築物等施設にあつては設計書、仕様書、位置図等図面とする。
- イ 法人等にあつては、その法人等の定款

(4) 貸付資格認定申請書の提出を受けた林務環境事務所長は、次に掲げる事項を判断し、これらについて貸付資格認定申請者概況調書（様式２）を添えて、知事に提出するものとする。

- ア 林業・木材産業改善措置を導入することが技術的及び経営的見地等からみて必要かつ可能であるか。
- イ 林業・木材産業改善資金導入後の事業経営が適正かつ円滑に行われると予想されるかどうか。
- ウ 貸付金の貸付けを受けようとする者が林業従事者等の組織する団体であるときは、実質的活動の有無、構成員の意欲の程度、構成員の結合の度合い、中心人物の有無、構成員の数等からみて、当該団体が林業普及組織の集団指導の対象として適当な規模、実体を有するかどうか。

(5) 林務環境事務所長は、貸付事業の適正な事務処理を図るため、特に次の事項に留意して貸付資格認定申請書の審査を行うものとする。

- ア 貸付資格認定に係る事業量、対象機械、施設、事業量等の審査
- イ 貸付資格認定に係わる事業計画が法令等に適合しているかどうかの審査
- ウ 必要書類の具備状況等の審査

2 借受資格の認定基準

知事は、改善措置計画書の内容が、次に定める要件を満たすと認められる場合は、貸付金の借受資格を認定するものとし、第２の１の（１）の申請をした者に対し、山梨県林業・木材産業改善資金貸付資格認定書（様式３）（以下「貸付資格認定書」という。）により通知し、林務環境事務所へ貸付資格認定書の写しを送付するものとする。

(1) 林業・木材産業改善措置の内容がアからキまでに掲げる措置のいずれかに該当し、かつ、貸付金の貸付けを受けようとする者（その者が団体である場合は、その団体又はその団体を構成する者）が申請に係る貸付金をもって林業・木材産業改善措置を実施することにより、その経営を改善し、又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図る見込みがあること。

- ア 新たな林業部門の経営の開始（従来行っていなかった林業部門の事業へ進出することを行い、林業を行っていなかった者が新たに林業の経営を開始することを含む。）
- イ 新たな木材産業部門の経営の開始（従来行っていなかった木材産業部門の事業へ進出することを行い、木材産業を行っていなかった者が新たに木材産業の経営を開始することを含む。）
- ウ 林産物の新たな生産方式の導入（先駆的な技術で生産性の向上、品質の向上等に資するものを導入することを行う。）
- エ 林産物の新たな販売方式の導入（従来の技術・経営ノウハウでは対応できない新しい販売の方式を導入することを行う。）

- オ 林業労働に係る安全衛生施設の導入（林業労働に係る労働災害を防止するために普及を図る必要があると認められる機械・施設を導入することをいう。）
- カ 林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入（林業労働に従事する者を確保するために普及を図る必要があると認められる保健施設等を導入することをいう。）
- キ 認定農商工等連携事業計画に、支援措置であって、次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する内容が含まれるもの。

なお、この場合には、認定中小企業者又は認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員（以下「認定中小企業者等」という。）の行う当該措置を改善措置とみなし、当該認定中小企業者に対し林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を行うものとする。

（ア）林業経営又は木材産業経営に必要な施設の設置又は立木の取得

認定中小企業者等が、連携先の林業従事者等に代わって当該林業従事者等の行う林業経営又は木材産業経営に必要な施設を設置し、又は立木を取得し、当該林業従事者等に提供することをいう。この施設は、例えば、プロセッサ、タワーヤード等の林業機械や、集成材製造施設、人工乾燥施設等の林産物の加工に用いられる機械等である。

なお、連携先の林業従事者等が団体（森林組合、森林組合連合会、森林組合の出資する子会社等）である場合には、この連携先の林業従事者等とは、その団体の直接又は間接の構成員である林業従事者等のうち当該認定農商工等連携事業を実施する者を含む（以下（イ）及び（ウ）において同じ。）。

（イ）農商工等連携事業を実施する林業従事者等の生産する林産物を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれる加工の用に供する施設の改良、造成又は取得（以下「改良等」という。）

認定中小企業者等が連携先の林業従事者等の林産物を原料又は材料として相当程度取り扱うことにより、当該林業従事者等の改善措置を支援する効果を有する加工の用に供する施設の改良等をいう。

この相当程度の具体的な判断基準については、当該加工施設において取り扱う林産物のうち連携先の林業従事者等の林産物が占める割合が事業初年度において概ね30%以上とし、農商工等連携事業計画の実施期間内に概ね過半となることとする。また、同計画を確実に実施する観点から、以下の①及び②のすべての要件を満たすものとする。

- ① 連携先の林業従事者等が、農商工等連携事業を実施するために新規又は拡大して林産物を生産する場合には、認定中小企業者等は、その新規又は拡大して生産された林産物を可能な限り引き受けること。
- ② 認定中小企業者等と連携先の林業従事者等とは、安定的な取引関係を構築するため、農商工等連携事業を実施する期間は、取引契約を継続すること。

なお、①及び②の要件を満たさない場合において、法第9条第1号の貸付金の目的外使用に該当するときは、同条の規定に基づき、期限前償還を請求することがある。

（ウ）農商工等連携事業を実施する林業従事者等の生産する林産物を相当程度販売することが見込まれる販売の用に供する施設の改良等

連携先の林業従事者等の生産する林産物を相当程度販売することが見込まれる販

売の用に供する施設の改良等のことをいう。

この「相当程度」の要件については、上記（イ）の①及び②の規定を準用する。

- (2) 林業・木材産業改善計画の内容が、効率的かつ安定的な林業経営の育成と木材産業の構造改革の推進に資するものとなるよう、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第2条の2第1項の規定に基づき策定した山梨県林業・木材産業構造改革プログラムの内容等に即したものであること。
- (3) 当該認定に係る林業・木材産業改善措置に係る事業(以下単に「事業」という。)が、事業の効果の発現時期の早期化及び資金の効果的利用の観点から、原則として、貸付金の貸付け後3か月以内（3か月以内に完了することが困難なもの（森林施業の継続した実施、研修等）については、改善措置計画書に記載する事業完了までの期間以内）に完了すると見込まれるものであること。
- (4) 当該認定に係る林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な貸付金以外の資金についても、その調達及び償還の確実性が十分見込まれるものであること。

第3 貸付条件等

1 貸付けの対象者

- (1) 貸付金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる者とする。

ア 個人の林業従事者

イ 木材産業（法第2条第2項に規定する木材産業をいう。以下同じ。）に属する者（資本金の額若しくは出資の総額が1,000万円以下の会社又は常時使用する従業者の数が100人（木材製造業を営むものにあつては、300人）以下の会社若しくは個人に限る。）

ウ ア又はイに掲げる者の組織する団体

エ 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの（会社にあつては、資本金の額若しくは出資の総額が1,000万円以下のもの又は常時使用する従業者の数が300人以下のものに限る。）

オ 林業従事者等のほか、支援措置を行う認定中小企業者又は認定中小企業者が事業協同組合等の中小企業者の組織する団体である場合であつて、当該団体の直接又は間接の構成員である中小企業者が農商工等連携事業として連携先の林業従事者等に対する支援措置を行う場合には、当該団体である認定中小企業者。

- (2) (1)の借受者たる資格を有する者において、ウに規定する団体のうち法人格のない団体にあつては、次に掲げる要件を併せ有する者でなければならない。

ア 団体の構成員の加入脱退にかかわらず同一目的を有する組織体として存続し、通常の社会関係において人格なき社団としての実態を有することが必要であり、林業又は木材産業の経営、林産物の生産又は販売の方式の改善等を共同して又は集団的に行うことを目的として組織された団体であつて、実体的活動を現に行っているものであること。

イ 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有するものであること。

2 貸付金の限度額

貸付金の一林業従事者等及び一認定中小企業者又は認定中小企業者が事業協同組合等の中小企業者の組織する団体である場合であって、当該団体の直接又は間接の構成員である中小企業者が農商工等連携事業として連携先の林業従事者等に対する支援措置を行う場合には、当該団体である認定中小企業者ごとの限度額は、個人にあつては1,500万円、会社にあつては3,000万円、会社以外の団体にあつては5,000万円とする。また、貸付規則第3条において「知事が特別に必要と認めるとき」とは、省令第1条ただし書の規定により県が農林水産大臣に協議をした場合であり、この場合の限度額は当該協議をして定めた額とする。

なお、貸付に当たっては、貸付の都度、この範囲内で、かつ、貸付内容に係る事業等を適正に実行するに当たり実際に要する費用の額を限度として、当該貸付に係る貸付金額を定めるものとする。

3 貸付金の償還期間及び償還方法

(1) 貸付金の償還期間は、10年以内（3年以内の据置期間を含む。）とする。ただし、次の表の左欄に掲げる場合にあっては、それぞれ右欄に掲げる償還期間及び据置期間とする。

貸 付 内 容	償還期間 (据置期間)
一 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第3条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第2項第3号の措置を実施するのに必要な林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号）第7条第1項に規定する資金を借り入れる場合	12年以内 (3年以内)
二 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の認定を受けた事業主が当該認定に係る計画に従って同法第5条第1項の改善措置を実施するのに必要な林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成8年政令第153号）第3条第1項に規定する資金を借り入れる場合	15年以内 (3年以内)
三 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第4条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第2項第2号ロの措置を実施するのに必要な同法第13条第2項に規定する資金を借り入れる場合	12年以内 (5年以内)
四 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第4条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って同法第2条第3項第2号イに掲げる措置を実施するのに必要な同法第9条に規定する資金を借り入れる場合	12年以内 (3年以内)
五 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第10条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第12条に規定する資金を借り入れる場合	12年以内 (3年以内)

六 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第4項第2号の措置を実施するのに必要な同法第10条第2項に規定する資金を借り入れる場合	12年以内 （5年以内）
七 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第9条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第11条第1項に規定する資金を借り入れる場合	12年以内 （5年以内）
八 山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項及び第7項の同意を得た計画に従って同条第6項第1号に規定する事業を実施しようとする者が当該事業を実施するのに必要な同法第8条の6第1項に規定する資金を借り入れる場合	12年以内 （5年以内）
九 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第4条第1項の認定を受けた者が当該認定にかかる計画に従って同法第15条に規定する資金を借り入れる場合	12年以内 （3年以内）
十 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第14条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第16条に規定する資金を借り入れる場合	12年以内 （3年以内）
十一 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第19条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第5項第4号の林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な同法第24条第2項に規定する資金を借り入れる場合又は同法第21条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第5項第4号の林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な同法第24条第2項に規定する資金を借り入れる場合	12年以内 （3年以内）

(2) 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる被害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受け、かつ、原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けているものについては、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律施行令（平成23年政令132号）に基づき東日本大震災の後令和8年3月31日までに県の貸し付ける林業・木材産業改善資金の償還期間は、13年以内（6年以内の据置期間を含む。）とする。ただし、前項の表の左欄に掲げる場合（同表の第7号及び第8号に掲げる場合を除く。）にあつては、それぞれ右欄に掲げる償還期間及び据置期間（同表の第9号から第11号までに掲げる場合にあつては、据置期間）を3年延長して適用するものとする。

- (3) 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第37条第2項の規定に基づき経営管理実施権の設定を受けた民間事業者については、同法附則第2条の規定に基づき、第2項の表の第1号の左欄に掲げる場合にあっては、右欄に掲げる償還期間を3年延長して適用するものとする。
- (4) 支払の方法は、償還期間を1年以内とした貸付金は一時払の方法、その他のものは均等年賦支払の方法によるものとするが、据置期間を設けた貸付金にあっては、償還期間のうち当該据置期間経過後の期間において均等年賦支払の方法により償還を行うことを原則とするものとする。

4 貸付金の内容

貸付の対象となる資金は、林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な次に掲げる資金とする。ただし、本貸付金の対象として、土地及び建物（林業労働に係る労働災害の防止又は林業労働に従事する者の確保を目的として導入する休憩施設、きのこの栽培舎その他林業・木材産業改善措置の実施に必要不可欠なものを除く。）の取得費用は含まれず、また、林業労働に係る労働災害の防止又は林業労働に従事する者の確保を目的として行う林業労働に係る安全衛生施設又は林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入を実施するのに必要な資金にあっては施設の改良、造成又は取得に必要な資金に限るものとする。

ア 施設の改良、造成又は取得に必要な資金

イ 造林に必要な資金

ウ 立木の取得に必要な資金（立木の取得そのものが林業・木材産業改善措置として実施される場合の立木の取得に必要な資金であり、高能率の林業機械や加工機械の導入に伴い必要となる立木の取得費用のようなものは含まれない。）

エ 立木を伐採し、又は木材の搬出を行うのに必要な資金

オ 森林について賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金

カ 林業機械、林産物の加工に用いられる機械、その他の林業経営又は木材産業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金

キ 森林の施業又は立木の管理を継続して委託する場合において、当該委託の期間に対する委託料を支払うのに必要な資金

ク 能率的な林業又は木材産業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金

ケ 林業経営又は木材産業経営に関し専門的知識を有する者の助言又は指導を受けるのに必要な資金

コ 林業経営若しくは木材産業経営の改善に必要な調査又は通信・情報処理機材の取得に必要な資金

サ 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金

シ エからサまでに掲げるもののほか、経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営又は木材産業経営の改善に伴い必要となる資材費その他の費用に充てるのに必要な

資金（林業・木材産業改善措置の導入に係る初度的経費に充てるのに必要なものに限る。

第4 貸付けの手続き等

1 融資機関による林業従事者等への貸付け等

(1) 借入希望者の手続き

貸付金の貸付けを受けようとする者は、貸付資格認定書の写しを添えて、貸付金の貸付けを受けようとする融資機関（以下「融資機関」という。）へ貸付けを申請しなければならない。

(2) 融資機関の手続き

ア 融資審査の実施

（ア）前項の貸付けの申請を受けた融資機関は、償還の可能性・債権保全措置の妥当性等に関して速やかに審査を行い、融資の可否を判断するものとする。

（イ）融資機関は、前項の審査により貸付けを行うことが適当と認めたときは、知事に山梨県林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書（規則第2号様式）を提出するものとする。

イ 貸付決定

（ア）前項の申請書の提出を受けた知事は、先に認定した計画との整合性を確認の上貸付けの適否を審査し、貸付けを決定したときは融資機関に対し山梨県林業・木材産業改善資金県貸付金貸付決定通知書（様式4）を交付する。

（イ）融資機関は、前項の通知書の交付を受けたときは、速やかに、貸付金の貸付けを行う旨を、第4の1の（1）の申請をした者に通知するものとする。

ウ 貸付けの実行等

（ア）融資機関は、県の融資機関への貸付金（以下「県貸付金」という。）の交付を受けようとするときは、知事に林業・木材産業改善資金県貸付金支払請求書（様式5）を提出するものとする。

（イ）融資機関は、県貸付金の交付を受ける際、林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書（様式6）を知事に提出するものとする。

エ 貸付決定の取り消し

融資機関は、県から山梨県林業・木材産業改善資金貸付資格認定取消通知書（様式7）により借受者の貸付資格を取り消す旨の通知を受けた場合は、期限前償還等の所定の手続きを行わなければならない。

オ 貸付金の交付

融資機関は、県貸付金の交付を受けた後、速やかに貸付金の貸付けを行うものとする。この場合において、融資機関は、当該貸付けを行うことを条件として借受者に対して既存債権の償還条件の変更等をしてはならない。

2 県の融資機関への貸付け等

(1) 県の融資機関への貸付金の貸付条件

県貸付金の利率、償還期間及び据置期間に係る貸付条件については、融資機関が県貸付金を原資として林業従事者等に貸し付ける貸付金の貸付条件とそれぞれ同一条件であるものとする。

(2) 県貸付金の償還期日は8月15日、11月15日、1月15日及び3月15日の年4回とし、償還期間を1年以内とした県貸付金は一時払の方法、その他のものは均等年賦支払の方法によるものとする。

ただし、償還の単位は千円とし、貸付額を償還回数で除して得た額に千円未満の端数が生じたときは、これを第1回の償還金に加えるものとする。

なお、据置期間を設けた県貸付金にあつては、償還期間のうち当該据置期間経過後の期間において均等年賦支払の方法により償還を行うことを原則とするものとする。

(3) 指示

融資機関は、次に掲げる場合は、直ちに知事に報告し、その指示に従わなければならない。

ア 貸付金の貸付けの業務を中止し、又は廃止しようとする場合

イ 貸付金の貸付けの業務の遂行が困難となった場合

(4) 債権保全及び報告義務

融資機関は、知事が当該融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認める場合において、その業務及び資産の状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく、報告をしなければならないものとする。

3 事業の実施以降の措置

(1) 事業の実施報告

ア 借受者は、事業が完了した日から起算して30日以内に、当該事業が完了した旨を融資機関に報告しなければならない。

イ 融資機関は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、速やかに、当該事業が完了した旨を記載した書類の写しを添えて、林務環境事務所に山梨県林業・木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書（規則第3号様式。以下「事業実施報告書」という。）を提出するものとする。

ウ 第4の3の（1）のアの規定による報告又は事業実施報告書に基づく事業実施の結果が貸付けの目的に適合していないと県が認めて必要な指示をした場合は、借受者又は融資機関はその指示に従わなければならないものとする。

(2) 事業実施状況の確認

林務環境事務所長は、事業実施報告書の提出を受けたときは、速やかに事業実施状況を調査し、同報告書に林業・木材産業改善資金借受者調査書（様式8）を添付して、県に送付するものとする。

(3) 借受者に関する変更

ア 貸付金の貸付けに係る借受者本人、又は借受者の相続人は、次に掲げる事由が生じた場合は、融資機関に申請又は届け出なければならない。

(ア) 借受者は、借受者の氏名、住所の変更（法人等の団体にあつては代表者の交替、名称の変更、主たる事務所の所在地の変更とする。）があつた場合は、融資機関にその旨を報告しなければならない。

(イ) 借受者本人が死亡した場合は、その相続人は融資機関にその旨を報告しなければならない。

イ 前項の（ア）の報告を受けた融資機関は、林業・木材産業改善資金借受者住所・氏名変更届（様式 9）を知事に提出するものとする。

ウ 前項の（イ）の報告を受けた融資機関は、林業・木材産業改善資金借受者名義変更届（様式 10）を知事に提出するものとする。

(4) 他の使途の禁止

借受者及び融資機関は、法令その他の規定に違反して、貸付金を他の使途に使用してはならない。

(5) 償還方法の変更

ア 借受者は、貸付金の償還方法を変更しようとする場合（次の(6)、(7)、(9)による償還方法の変更を除く。）は、融資機関に貸付金の償還方法の変更を申請しなければならない。

イ 融資機関は、前項の申請を受けたときは、速やかに、知事に対し林業・木材産業改善資金県貸付金償還方法変更申請書（様式 11）を提出するものとし、知事は、償還方法の変更を認めた場合は、林業・木材産業改善資金県貸付金償還方法変更承認通知書（様式 12）を融資機関に交付し、融資機関は、貸付金の償還方法の変更の旨を前項の申請をした者に通知するものとする。

(6) 繰上償還

融資機関は、次の（ア）～（イ）に掲げる場合には、貸付金に係る償還金又は期限前償還金の受領後、速やかに、県貸付金の繰上償還を行うものとし、知事に林業・木材産業改善資金県貸付金繰上償還通知書（様式 13）を提出するものとする。

（ア）借受者が林業・木材産業改善措置に関する計画の変更その他の事由により事業費が減少し、借受けた貸付金に余剰が生じたことにより繰上償還を行い、融資機関が当該繰上償還に係る償還金を受領したとき。

（イ）期限前償還金を受領したとき。

(7) 期限前償還

ア 融資機関は、借受者が次の一に該当する場合には、いつでも貸付金の全部又は一部につき、支払期日を示して期限前償還を請求することができるものとする。また、融資機関は、期限前により償還金を受領した場合には、速やかに、知事に、県貸付金の繰上償還を行うものとする。

（ア）貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

(イ) 償還金の支払いを怠ったとき。

(ウ) 上記に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

イ 知事は、融資機関が次に掲げる一に該当する場合には、融資機関に対し、いつでも県貸付金の全部又は一部につき、支払期日を示して期限前償還を請求することができるものとする。

(ア) 第4の3の(7)のアの規定により借受者から期限前の償還を受けたとき。

(イ) 県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

(ウ) 県貸付金の償還金の支払いを怠ったとき（但し、借受者による貸付金の償還が償還期日までに行われないことを理由として、融資機関が、県貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。）。

(エ) 知事が融資機関に対する県貸付金の貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため、その業務又は資産の状況に関し報告を求めた場合に、その報告を怠ったとき。

(8) 違約金

ア 融資機関は、借受者が支払期日に償還金又は期限前償還をすべき金額を支払わなかった場合には、1年を365日として計算し、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払日までの日数により計算した延滞に係る違約金を徴収するものとする。

イ 知事は、融資機関が支払期日に償還金又は期限前償還をすべき金額を支払わなかった場合には、1年を365日として計算し、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払日までの日数により計算した延滞に係る違約金を徴収するものとする。ただし、償還金に関し、借受者による償還金が貸付規則第12条第1項の規定による支払猶予をしていたことにより支払期日までに支払われなかった場合には、支払期日の翌日から借受者又はそれに代わる者による融資機関への支払日までの日数を、上記日数から控除することができるものとする。

(9) 支払の猶予

ア 融資機関は、借受者が次に掲げる理由により貸付金の償還をすることが著しく困難であると認められるときは、償還金の支払を猶予することができるものとする。なお、この支払猶予に該当する場合であっても、貸付金の償還が著しく困難であると認められないときは、支払猶予は行わないものとする。

(ア) 借受者（団体である場合には、その団体を構成する個人）又はその者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病又は負傷

(イ) 暴風雨、豪雨、地震、暴風浪、降雪、降霧、降ひょう

(ウ) 火災、盗難等

イ 支払の猶予を申請しようとする者は、貸付規則第11条第2項の「支払猶予を必要とする理由を証明する書類（次表のとおりとする。）」を添え、償還期限（分割払いの場合、各支払期日を含む。）の30日前までに融資機関に提出しなければならない。

申 請 理 由	証 明 書	証 明 者
借受者（団体の場合は、その団体を構成する個人）、又はその者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病又は負傷	診断書（疾病又は負傷の場合は全治までの見込日数を明記したもの）又は死亡診断書	医 師
暴風雨、豪雨、地震、暴風浪、降雪、降霜、降ひょう、火災等	被害証明書	市町村長又は消防署長
盗 難	盗難届証明書	警察署長

ウ 融資機関が前項の規定による支払猶予の申請が適当であると認めるときは、速やかに、知事に対し借受者から提出を受けた書類の写しを添えて、山梨県林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予申請書（規則第4号様式）を提出するものとし、知事は、その内容を審査し、猶予することが適当であると認めた場合は、融資機関に山梨県林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予決定通知書（様式14）を交付し、融資機関は償還金の支払の猶予の旨を申請を行った者に通知するものとする。

エ 知事が支払猶予をしない旨の決定をしたときは、その旨をウに準じて申請者に通知するものとする。この場合、償還金の支払期日を過ぎて支払猶予をしない旨の決定をしたときにおいても貸付規則13条の違約金を徴収するものとする。

(10) 償還の督促

融資機関は、借受者が償還期日を経過した後、償還金を支払わない場合には、借受者に対し、文書その他適当と認められる方法で支払いの督促を行うものとする。

(11) 借用証書等の返還

融資機関は、借受者が償還金を完済したときは、速やかに、借用証書等を返還するものとする。

第5 融資機関への手数料の支払について

1 知事は、次に定めるところにより計算して得た額の合計額を融資機関に対して支払うものとする。

- (ア) 当該年度内に貸し付けた貸付金の累計額の1.50パーセントに相当する金額
- (イ) 当該年度内に返済を受けた償還金の累計額の0.75パーセントに相当する金額
- (ウ) 上記金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た金額

- 2 融資機関は、貸付又は償還収納を行ったときは、山梨県林業・木材産業改善資金事務取扱手数料請求書（様式15）により、速やかに、請求するものとする。なお、添付すべき書類は次のとおりとする。

- （ア）山梨県林業・木材産業改善資金貸付実績報告書（様式16）
- （イ）山梨県林業・木材産業改善資金償還実績報告書（様式17）
- （ウ）（ア）又は（イ）を証明する書類

第6 その他

1 融資機関から貸付けを受ける場合の債務保証について

融資機関から貸付金の貸付けを受ける者は、林業従事者等の場合は独立行政法人農林漁業信用基金の債務保証を受けなければならない。

2 貸付金の貸付けに係る書類の提出及び保存部数について

貸付金の貸付けを受ける者、県、融資機関、又は林務環境事務所が提出、経由、又は保存する貸付金に係る書類の部数等は、別図のとおりとする。

附 則

- 1 この要領は平成15年10月17日から施行し、山梨県林業改善資金運営要領（昭和51年11月15日付け指第11-50号）は廃止する。ただし、平成15年10月9日付けで改正及び施行された貸付規則の改正以前の山梨県林業改善資金貸付規則（昭和51年山梨県規則第59号）に基づき貸付けた同規則第1条の林業生産高度化資金、新林業部門導入資金、林業労働福祉施設資金及び青年林業者等養成確保資金の取扱いについては、なお従前の例による。
- 2 この要領は平成18年4月1日から施行する。ただし、この要領の施行前に貸付けた山梨県林業・木材産業改善資金については、なお従前の例による。
- 3 この要領は平成19年4月1日から施行する。ただし、この要領の施行前に貸付けた山梨県林業・木材産業改善資金については、なお従前の例による。
- 4 この要領は平成20年4月1日から施行する。ただし、この要領の施行前に貸付けた山梨県林業・木材産業改善資金については、なお従前の例による。
- 5 この要領は平成21年3月31日から施行する。ただし、この要領の施行前に貸付けた山梨県林業・木材産業改善資金については、なお従前の例による。
- 6 この要領は平成25年8月1日から施行する。ただし、この要領の施行前に貸付けた山梨県林業・木材産業改善資金については、なお従前の例による。
- 7 この要領は平成28年4月1日から施行する。ただし、この要領の施行前に貸付けた山梨県林業・木材産業改善資金については、なお従前の例による。
- 8 この要領は平成29年5月1日から施行する。ただし、この要領の施行前に貸付けた山梨県林業・木材産業改善資金については、なお従前の例による。
- 9 この要領は平成30年4月2日から施行する。ただし、この要領の施行前に貸付けた山梨県林

業・木材産業改善資金については、なお従前の例による。

10 この要領は平成31年4月1日から施行する。ただし、この要領の施行前に貸付けた山梨県林業・木材産業改善資金については、なお従前の例による。

11 この要領は令和2年4月1日から施行する。ただし、この要領の施行前に貸付けた山梨県林業・木材産業改善資金については、なお従前の例による。

12 この要領は令和3年4月1日から施行する。ただし、この要領の施行前に貸付けた山梨県林業・木材産業改善資金については、なお従前の例による。

13 この要領は令和4年4月1日から施行する。ただし、この要領の施行前に貸付けた山梨県林業・木材産業改善資金については、なお従前の例による。

14 この要領は令和4年9月15日から施行する。ただし、この要領の施行前に貸付けた山梨県林業・木材産業改善資金については、なお従前の例による。

15 この要領は令和5年4月6日から施行する。ただし、この要領の施行前に貸付けた山梨県林業・木材産業改善資金については、なお従前の例による。

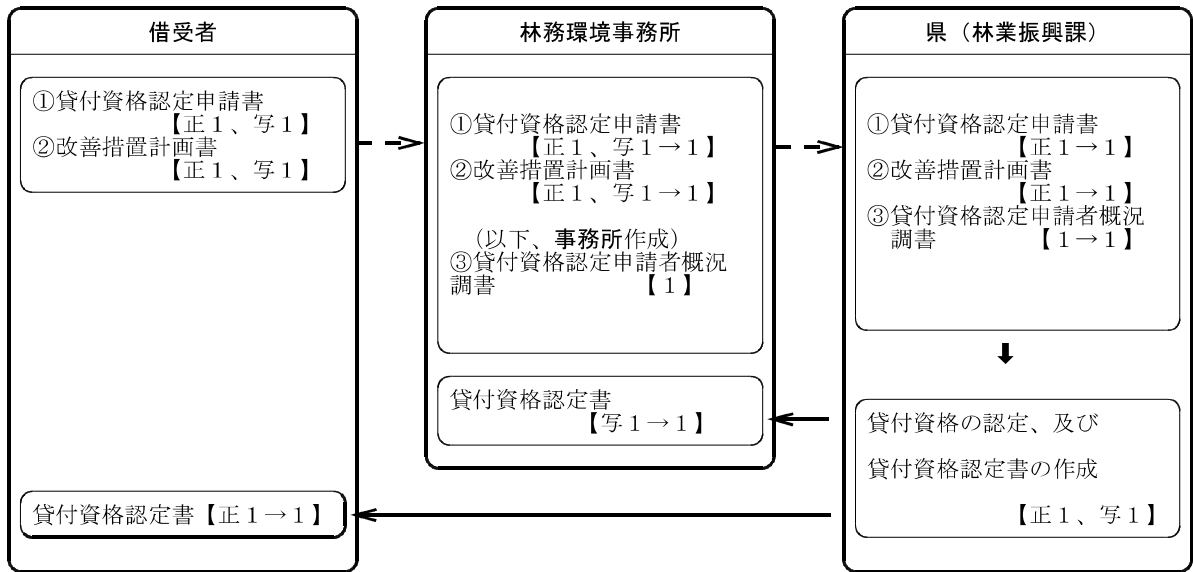
16 この要領は令和6年4月1日から施行する。ただし、この要領の施行前に貸付けた山梨県林業・木材産業改善資金については、なお従前の例による。

17 この要領は令和7年4月1日から施行する。ただし、この要領の施行前に貸付けた山梨県林業・木材産業改善資金については、なお従前の例による。

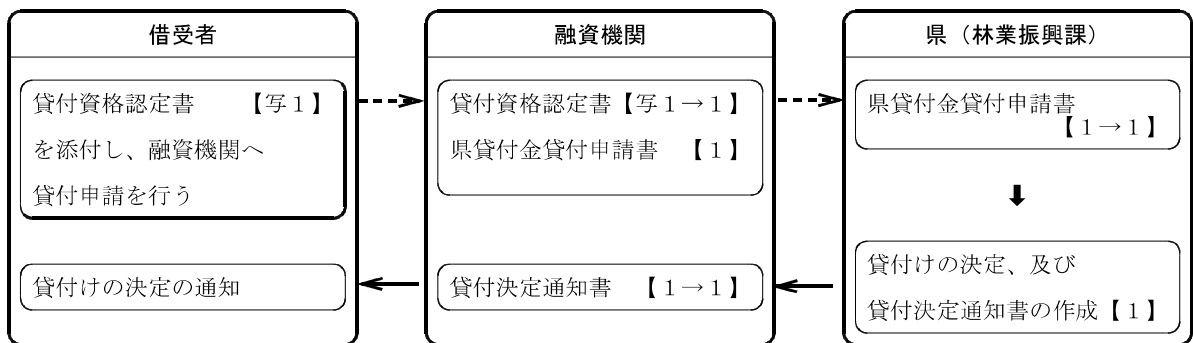
(別 図)

(注) 【作成又は提出部数】、【受付部数→保存部数】

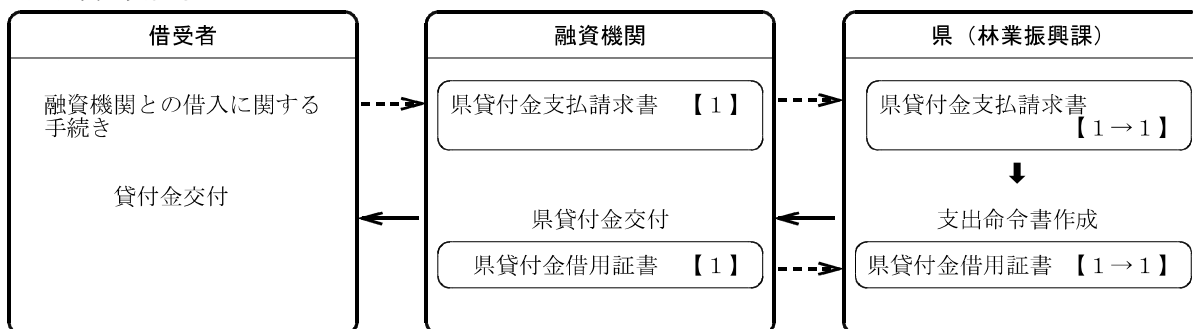
(1) 貸付資格認定



(2) 貸付決定



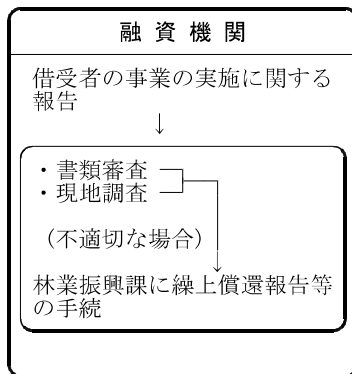
(3) 貸付実行等



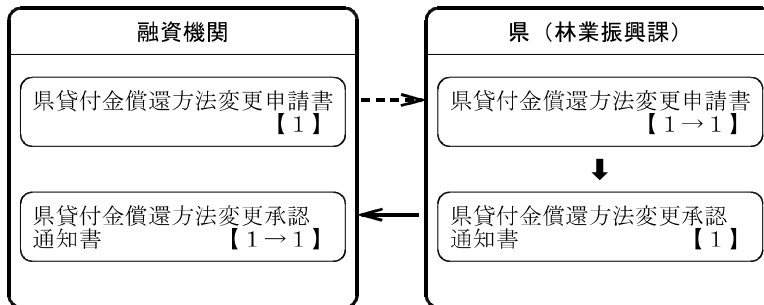
(4) 貸付実行の報告



(5) 事業完了の確認行為

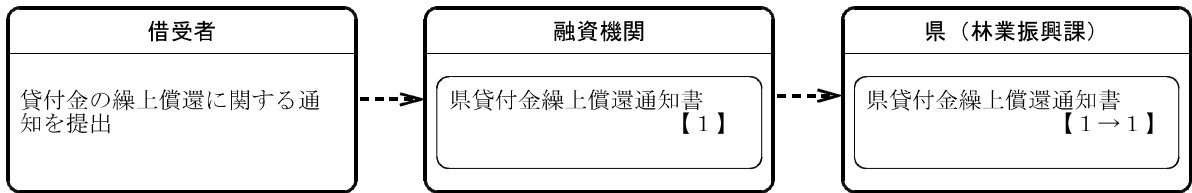


(5) 償還方法の変更

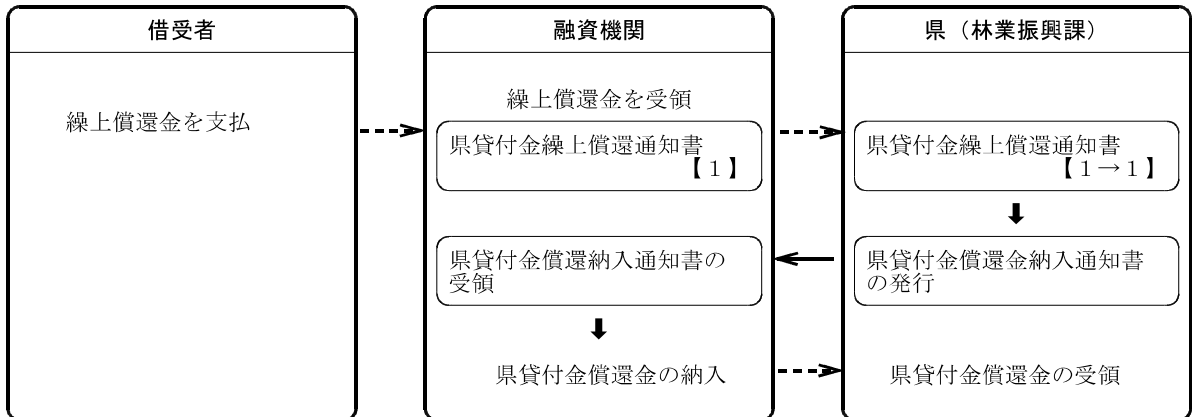


(6) 繰上償還の貸付実行の報告及び実行

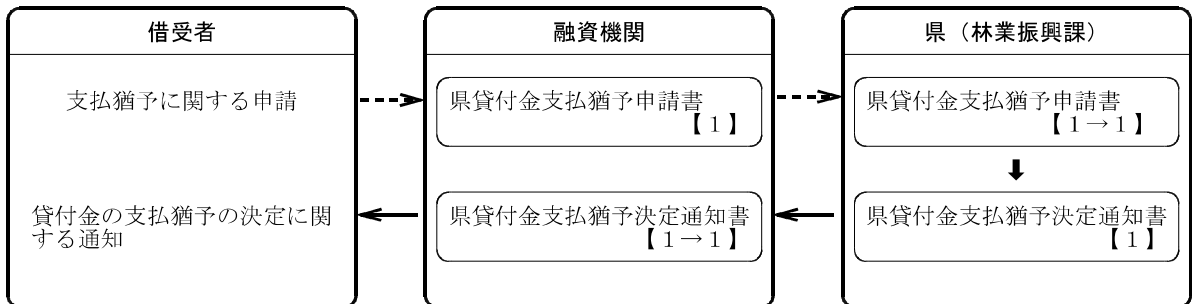
ア 通常の繰上償還



イ 貸付金に余剰金が生じ繰上償還金を受領した場合、又は期限前償還金を受領した場合



(7) 支払猶予の決定



様式 1 （第 2 の 1 の（1）関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所 下
電話番号
氏 名
〔会社その他団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名〕

林業・木材産業改善措置に関する計画書

1 林業・木材産業改善措置の目標

林業・木材産業改善措置の目的	該当するものに○印を記載	添付する別紙
林業経営又は木材産業経営の改善		別紙 1
林業労働に係る労働災害の防止		別紙 2
林業労働に従事する者の確保		別紙 3

（注）林業・木材産業改善措置の目標については、その目的の区分に応じ、添付する別紙欄に記載する別紙を選択すること。

2 林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

林業・木材産業改善措置の内容	該当するものに○印を記載	添付する別紙
機械又は施設の導入		別紙 4
森林施業の実施に係るもの		別紙 5
立木取得に係るもの		別紙 6
上記以外の内容のもの		別紙 7

（注）林業・木材産業改善措置の内容については、その区分に応じ、添付する別紙を選択すること。

3 林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な資金の額及び調達方法

林業・木材産業改善資金貸付残高 円（ 年 月 日現在）							
区分 （注2）	総事業費（注1）				資金内訳		
				計 （注3）	改 善 資 金	その他 借入金	自 己 資 金
年度							
年度							
年度							
年度							
年度							
年度							
合計							

（注） 1 総事業費の区分の欄は、改善措置の取組みの具体的な内容（機械・施設の導入、間伐の実施、作業路の開設、立木の購入等）を記載すること。また、改善措置に係る具体的な内容が複数ある場合は全て記載することとし、資材購入等の林業・木材産業の経営改善に伴い必要となる改善措置も区分して記載すること。

2 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、各年度毎の総事業費及び

資金内訳を記載すること。

- 3 上記 2 に該当する場合、総事業費の計の各年度の合計欄は、2 表の林業・木材産業改善措置の内容に応じて添付する別紙における年度ごとの所要額の計の数値と一致させること。

(添付資料)

- 1 法律の特例に該当し、償還期間が 10 年を超えるもの又は据置期間が 3 年を超えるものとする場合は各法律の特例に該当する旨を証明する書類（事業計画の認定書の写し等）を添付すること。
- 2 上記のほか、知事が必要と認める書類を添付すること。

別紙 1 [林業経営又は木材産業経営の改善を目的とする場合]

林業・木材産業改善措置の目標

1 林業経営又は木材産業経営の現状と目標

項 目	現 状	目 標
従業員数 (個人の場合、家族従事者数を内書)	人 (人)	人 (人)
資本金又は出資金 (法人のみ)	万円	万円
資本装備の状況 (注1)		
生産等の状況 (注2)		
年間収入 (法人の場合、年間売上高) (注3)	万円	万円
年間所得 (法人の場合、年間営業利益) (注3)	万円	万円

(注) 1 資本整備の状況の欄は、事業実施に必要な主な施設や機械器具等の設置状況について記載すること。

2 生産等の状況の欄は、林業又は木材産業に係る経営規模、年間事業量等を記載すること。

3 年間収入・年間売上高及び年間所得・年間営業利益の欄は、林業又は木材産業に係るものを記載すること。

2 林業・木材産業改善措置の具体的目標

改善項目 (注1)	現 状 (注2) (年度)	目 標 (注2, 3) (年度)	1 との関係 (注4)

(注) 1 改善項目の欄は、林業・木材産業改善措置を実施することにより直接効果の現れる指標（生産性の向上、生産量の増加、生産及び販売コストの削減、品質の向上、販売量の増加、売上高の増加等）を記載すること。

2 現状及び目標の欄は、申請時点における改善項目の現状と、改善措置計画終了時点の目標を原則として数値で記載し、年度も記載すること。

3 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度毎の目標を記載すること。

4 1 との関係の欄は、本目標と 1 で記載する年間収入（売上高）又は年間所得（営業所得）との関係を記載すること。

別紙２ [林業労働に係る労働災害の防止を目的とする場合]

林業・木材産業改善措置の目標

(林業労働従事者用)

項 目	現 状 (年度)	目 標 (注2) (年度)
年間従事日数	日	日
保有安全衛生施設		
労働災害防止 (注1)		

- (注) 1 労働災害防止の欄は、申請時点における災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状と改善措置計画終了時点の目標を記載し、年度も記載すること。
- 2 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度毎の目標を記載すること。

(雇用主(個人を含む。)用)

項 目	現 状 (年度)	目 標 (注3) (年度)
従業員数 (注1)	人	人
年間延べ雇用数 (注1)		
保有安全衛生施設		
労働災害防止 (注2)		

- (注) 1 従業員及び延べ雇用数には、家族従事者を含めること。
- 2 労働災害防止の欄は、申請時点における災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状と改善措置計画終了時点の目標を記載し、年度も記載すること。
- 3 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度毎の目標を記載すること。

別紙 3 [林業労働に従事する者の確保を目的とする場合]

林業・木材産業改善措置の目標

項 目	現 状 (年度)	目 標 (注3) (年度)
従業員数 (注1)	人	人
年間延べ雇用数 (注1)		
保有福利厚生施設		
労働従事者の確保 (注2)		

- (注) 1 従業員及び延べ雇用量には、家族従業者を含めること。
- 2 労働従事者の確保の欄は、申請時点における新規雇用者数、従業員全体に占める若年(例えば40歳未満)従業員数の割合等の労働従事者の確保に係る現状と改善措置計画終了時点の目標を記載し、年度も記載すること。
- 3 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度毎の目標を記載すること。

別紙 4 [機械・施設の導入の場合]

林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

年度

項 目	現在設置している機械・施設	導入機械・施設
目的		
機械・施設名等 (注2)		
規格・能力等 (注2)		
導入時期	購入： 年 月 日	設置予定： 年 月 日
台数	台	台
単価	—	円
所要額	—	円
その他 (注3)	処分方法(廃棄・下取・継続使用)	①更新・新規 ②新品・中古(年製造) ③購入・賃貸

(注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。また、導入が複数ある場合は、表を追加や加工するなどして、様式を変更すること。

2 機械・施設名等及び規格・能力の欄は、内容が分かる写真又はパンフレットを添付する場合は記載を省略できる。

3 その他の欄には、各記入欄に記述できない必要事項を記載すること。

別紙 5 「森林施業の実施に係るものである場合」

林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

年度

項 目		内 容					
目 的							
施業対象森林の概要		別紙のとおり (注2)					
作業種	森林の位置	作業種別の事業計画					
		事業開始時期 ～終了時期	齢 級	面 積	材 積	延 長	所要額
間 伐							
	計						
複層伐							
	計						
作業路 の開設 ・改良							
	計						
合計							

(注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。

2 施業対象森林の概要は、所在地、現況（樹種別・林種別・齢級別の面積、蓄積）を別紙に記載すること。また、位置を明らかにした図面を添付すること。

別紙6 [立木取得を行う場合]

林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

伐採対象立木 (注2, 3)											取得	取得	所要額
立木所有者の氏名	立木の位置			立木の樹種、樹齢及び材積							予定年月日	対象立木 (注5)	
	市町村	地番	林小班	人工林 (注4)			天然林 (注4)			計			
				樹種	樹齢	材積	樹種	樹齢	材積				
計													

- (注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。
- 2 伐採対象立木には、権限に基づき管理している立木を記載すること。
- 3 林小班ごとに記載すること。
- 4 樹種及び樹齢が複数のものは、主たるものを記載すること。
- 5 取得対象立木欄には、林業・木材産業改善資金で取得を予定している立木につき○を付すこと。
- 6 林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期に必要となる項目を追加するなど様式を変更すること。

(添付資料)

- 1 取得対象立木を明示した伐採対象立木の位置図を添付すること。
- 2 木材加工業者と木材の安定供給に係る協定等の写しを添付すること。

別紙 7 [その他の取組の場合]

林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

年度	
項 目	内 容
・ 研修 ・ 指導又は助言 ・ 調査 ・ その他 (注2)	
実施時期	年 月 日
所要額	円

- (注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。
- 2 該当する項目に○を記載し、内容の欄には、研修等を受ける目的と内容（受講先、受講名等）を記載すること。

貸付資格認定申請者概況調書

申請者住所	TEL FAX		所有機械等	名 称	機 種	数 量	機 能 ・ 能 力 等	製 造 所	購 入 年 月 日	購 入 価 格
申請者氏名 名 称	(年 齡 歳 , 性 別)									
事業の 内容	事業の 形態	素材生産業（個人、会社、団体）（常時使用労働者 人） 造 林 業（個人、会社、団体）（常時使用労働者 人） 種苗生産業（個人、会社、団体）（常時使用労働者 人） 林業労働従事者（雇用事業体名								

番 号
年 月 日

殿

山 梨 県 知 事

印

山 梨 県 林 業 ・ 木 材 産 業 改 善 資 金 貸 付 資 格 認 定 書

林業・木材産業改善資金助成法第 7 条第 1 項の規定により、 年 月 日に提出された申請については、これを認定します。

番 号
年 月 日

融 資 機 関 の 代 表 者 殿

山 梨 県 知 事 印

山 梨 県 林 業 ・ 木 材 産 業 改 善 資 金 県 貸 付 金 貸 付 決 定 通 知 書

年 月 日 付 け で 申 請 の あ っ た 林 業 ・ 木 材 産 業 改 善 資 金 県 貸 付 金 の 貸 付 け に つ い て は 、
下 記 の と お り 決 定 し ま す 。

記

資 金 の 内 容	
資 金 の 使 途	

貸 付 金 額	貸 付 決 定 日	貸 付 決 定 番 号	借 用 書 提 出 期 限
千 円			

＊ 償 還 計 画 を 別 途 作 成 添 付

年 月 日

山梨県知事 殿

（融資機関）

住 所

名 称

代表者

印

林業・木材産業改善資金県貸付金支払請求書

年 月 日付け（貸付決定番号： ）で貸付決定のあった林業・木材産業改善
資金県貸付金の貸付けについて、下記のとおり支払を請求します。

記

今回支払請求額	円
振込先口座	店名
	預金種別
	口座番号

年 月 日

殿

印

- 1 貸付決定日及び貸付決定番号
- 2 林業・木材産業改善資金県貸付金 金 円借用しました。
- 3 林業・木材産業改善資金に係る法令、国の通知及び県の貸付規則、裏面の特約条項を遵守し、償還期日までに必ず償還することを確約いたします。
- 4 償還期限及び償還金額は、次のとおりとします。

[illegible]

林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書特約条項（第6号様式裏面）

（借入金の使用）

第1条 債務者_____（以下「乙」という。）は山梨県（以下「甲」という。）から借り受けたこの資金と同額を、_____（以下「丙」という。）に対し、利率、償還期間、据置期間を甲乙間のものと同一にして転貸する。

（期限前償還）

第2条 乙は、甲が次の各号の一に該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限（分割支払の各支払期日を含む。以下同じ。）にかかわらず、直ちに債権の全部又は一部を弁済する。

（1）乙が県貸付金を貸付目的以外の目的に使用したとき。

（2）乙が県貸付金の償還を怠ったとき（丙に転貸した資金の償還を山梨県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年山梨県規則第84号）第11条及び第12条の規定により猶予したことにより、乙が県貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。）。

（3）乙が借受金を借入後速やかに貸付けをしないとき。

（4）乙がこの資金の借入に際し、又は借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対し虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。

（5）乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立があったとき又は破産若しくは再生手続き開始の申立があったとき。

（6）乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入ったとき。

（7）乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。

（8）乙が甲に対し数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。

（9）乙が県貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。

（10）その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

（繰上償還）

第3条 乙は、償還期限にかかわらず借入金の全部又は一部を甲に繰上償還することができる。

（転貸債権の期限前償還及び繰上償還）

第4条 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に債務の期限前償還を請求しようとするときは、あらかじめ甲に通知するものとする。

2 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求してその弁済を受けたとき又は丙の任意の弁済を受けたときは、速やかに受領額をこの契約に定める償還期限にかかわらず甲に償還する。

3 甲は、乙が乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求できる場合には、丙に期限前償還の請求をするよう乙に対し指示することができる。

（経理上の措置）

第5条 乙は、この借入金の使途を明らかにするため、甲の指示するところに従い、経理上必要な措置を行う。

（報告）

第6条 乙は次の各号に掲げる場合には、甲の定めるところにより、遅滞なく甲に報告する。

- (1) この借入金の転借により改良、造成又は取得された施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されることとなったことを知った場合
 - (2) 乙の住所、名称、資本金若しくは代表者に異動を生じ、又は乙に解散その他これに準ずる事実が発生した場合
 - (3) 乙の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのある場合
 - (4) 上記のほか、乙丙間の特約に基づき丙より報告を受けた場合
 - (5) その他甲が指示する場合
- (調 査)

第7条 乙は、甲の役職員その他甲の委嘱を受けた者が、乙の事務所その他必要な場所に立ち入り、事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項又は担保物件の調査をすることを承認する。

(弁済充当の指定権)

第8条 乙は、丙より受領した弁済金の充当について甲の指示があるときは、それに従うことを承認する。

(違約金)

第9条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日に第2条の規定により期限前償還金すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。

2 乙は、転貸先丙が山梨県林業・木材産業改善資金貸付規則第11条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があった場合においても、前項の規定による違約金を支払う。

3 乙は、第2条第1号、第3号、第4号又は第9号に該当したこと（故意の場合に限る。）を理由として甲から期限前償還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から期限前償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の額につき年12.25パーセントの割合で計算した期限前償還の請求に係る違約金を併せて支払うものとする。

4 乙は、乙丙間の特約により丙に対し違約金を請求できる事態が生じたときは、その旨を甲に報告し、甲の指示に従う。

(合意管轄)

第10条 乙及び甲は、この契約に関する訴訟につき甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

番 号
年 月 日

殿

山梨県知事
印

山梨県林業・木材産業改善資金貸付資格認定取消通知書

年 月 日付けで認定した林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を、下記のとおり取り消したので通知します。

なお、この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

1 貸し付けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	貸付金額
年 月 日		円

2 取消理由

(注) 当該融資機関へ本通知書の写しを送付する。

山梨県知事 殿

林務環境事務所長 印

林業・木材産業改善資金借受者調査書

このことについて、下記の者に係わる指導及び事業実施結果を報告します。

1 指導の経過

借 受 者 住 所	
借受者氏名・名称	
貸 付 決 定 番 号	
指 導 年 月 日	
指 導 事 項	

2 評価と今後の指導留意事項

事 業 実 施 結 果 の 評 価	今 後 の 指 導 留 意 事 項

様式 9 （第 4 の 3 の (3) のイ 関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

(融資機関)
住 所
名 称
代表者 印

林業・木材産業改善資金借受者住所・氏名変更届

さきに貸付決定のありました林業・木材産業改善資金について、借受者氏名を下記のとおり変更したので変更届を提出します。

記

1 貸 付 決 定

決 定 年 月 日	決 定 番 号	資 金 の 種 類	借 受 額
年 月 日			千円

2 変更内容

当 初	変 更

年 月 日

山梨県知事 殿

(融資機関)
住 所
名 称
代表者 印

林業・木材産業改善資金借受者名義変更届

年 月 日付け貸付決定番号 号をもって貸付決定を受けた林業・木材産業改善資金について本人が死亡したので名義を変更しました。

記

- 1 死亡年月日 年 月 日
- 2 死 亡 原 因
- 3 借 入 金 額 千円
- 4 借 入 残 高 千円

年 月 日

山梨県知事 殿

(融資機関)
住 所
名 称
代表者 印

林業・木材産業改善資金県貸付金償還方法変更申請書

年 月 日付けで借用した林業・木材産業改善資金県貸付金について、下記のとおり償還方法の変更をしたいので申請します。

記

1 借り受けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	借受残高	備考
年 月 日		円	円	円	

2 変更内容

(変更前)

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	償還期日	償還金額		残高	
1	年 月 日	円		円	
2					
3					
4					
5					

(変更後)

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	償還期日	償還金額		残高	
1	年 月 日	円		円	
2					
3					
4					
5					

変更理由

(別添)

各林業従事者等及び認定中小企業者から提出のあった林業・木材産業改善資金償還方法の変更の申請の写しを添付する。

番 号
年 月 日

融資機関の代表者 殿

山梨県知事 印

林業・木材産業改善資金県貸付金償還方法変更承認通知書

年 月 日付けで貸し付けた林業・木材産業改善資金県貸付金については、 年
月 日付け申請に基づき、下記のとおり、償還方法の変更を承認したので通知します。

記

1 貸し付けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	貸付金額	既償還額	貸付残高	備考
年 月 日		円	円	円	

2 変更内容

(変更前)

償還期間		据置期間	償還方法	
年		年		
回	償還期日	償還金額	残高	
1	年 月 日	円	円	
2				
3				
4				
5				

(変更後)

償還期間		据置期間	償還方法	
年		年		
回	償還期日	償還金額	残高	
1	年 月 日	円	円	
2				
3				
4				
5				

年 月 日

山梨県知事 殿

(融資機関)

住 所
名 称
代表者 印

林業・木材産業改善資金県貸付金繰上償還通知書

年 月 日付けで借用した林業・木材産業改善資金県貸付金について、下記のとおり繰上償還するので通知します。

記

1 繰上償還額 _____ 円

(借り受けている資金)

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	繰上償還額	借受残高
年 月 日		円	円	円	円

2 繰上償還方法

- (1) 借受残額一括償還
(2) 借受残額一部繰上償還
(内訳)

3 繰上償還理由

4 償還計画

(変更前)

償還期間		据置期間	償還方法	
年		年		
回	償還期日	償還金額	残高	
1	年 月 日	円	円	
2				
3				
4				
5				

(変更後)

償還期間		据置期間	償還方法	
年		年		
回	償還期日	償還金額	残高	
1	年 月 日	円	円	
2				
3				
4				
5				

(注)本通知書は、借用証書に添付すること。

番 号
年 月 日

融資機関の代表者 殿

山梨県知事 印

山梨県林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、支払猶予の申請については、次のとおり承認したので通知します。

年 月 日償還予定の償還額 円

1 貸し付けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	貸付金額	既償還額	貸付残高	備考
年 月 日		円	円	円	

2 償還計画

(変更前)

償還内容			
回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	
2			
3			
4			
5			

(変更後)

償還内容			
回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	
2			
3			
4			
5			

年 月 日

山梨県知事 殿

（融資機関）
住 所
名 称
代表者 印

山梨県林業・木材産業改善資金事務取扱手数料請求書

山梨県林業・木材産業改善資金運営要領第 5 の 1 の規定に基づき、貸付金及び償還金に係る手数料を請求します。

記

- 1 請求金額 金 円
- 2 積算根拠

(1) 貸付金（償還金）に係る手数料

ア 貸付金（償還金）累計額 円
(別紙のとおり)

イ 手数料等 %

ウ 手数料（ア×イ） 円・・・①

(2) 消費税及び地方消費税（①×率） 円・・・②

(3) 手数料の合計（①＋②） 円
- 3 振込先口座名

山梨県林業・木材産業改善資金貸付実績報告書

融資機関名 _____

1 資金の貸付

借受者氏名	住所	貸付決定年月日	貸付決定番号	資金貸付日	貸付金額（千円）	備考
合計						

山梨県林業・木材産業改善資金償還実績報告書

融資機関名 _____

1 償還金の収納

借受者氏名	住 所	貸付決定年月日	貸付決定番号	償還額（千円）	貸付残高（千円）	備考
合計						